

協議第23号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提案する。

平成17年1月12日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会
会長 中村 功一

記

合併の期日は、平成18年1月1日とする。

協 定 項 目	合併の期日について	協 定 項 目 N o .	2
---------	-----------	---------------	---

平成18年1月1日を合併の期日とした理由	合併に至るまでの流れ																				
<p>(1) 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）が適用される期間内の合併施行を考慮する必要があること。 平成17年3月31日までに県知事への合併申請 平成18年3月31日までに合併施行</p> <p>(2) 上記の期間内を考慮すると、1市2町議会での合併議決は、平成17年3月議会定例会において行われることが必要となる。合併議決後の諸手続については、次の点を考慮する必要があること。 1市2町議会での合併議決を経て官報へ告示されるまでの廃置分合に係る手続きに要する期間 <約6ヵ月間> の期間を含め住民への情報提供及び周知期間が必要であること。</p> <p>(3) 1市2町議会での合併議決後、合併準備・移行のための事務処理や条例の改正、人事、事務引継ぎなどに要する期間が必要なこと。</p> <p>(4) 2町の電算関係の統合期間が必要 1市2町議会での合併議決後、平成17年4月から準備作業にかかっても9ヶ月程度の期間が必要であること。 電算統合ができないと住民サービスや各種事務執行等に支障をきたす恐れがある。</p> <p>(5) 住民生活への影響を少なくするためには、窓口業務の長期休業日を利用して、電算システムの切り替えや事務所の移転等を行う必要があること。</p> <p>(6) 平成18年度当初予算を審議するため、能登川町・蒲生町選出の市議会議員選挙は、3月定例会までに実施する必要がある。</p>	<table border="1"> <tr> <td>東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の 設置</td> <td>(H16.11.26)</td> </tr> <tr> <td>東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会・ 東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会での 合併協議</td> <td>(H16.12~H17.3)</td> </tr> <tr> <td>合併協定書の調印</td> <td>(H17.3)</td> </tr> <tr> <td>1市2町の議会(3月定例会)での 合併議案の議決</td> <td>(H17.3)</td> </tr> <tr> <td>県知事への合併申請</td> <td>(H17.3.30)</td> </tr> <tr> <td>県議会(6月定例会)での 合併議案の議決</td> <td>(H17.7中旬)</td> </tr> <tr> <td>県知事による合併の決定</td> <td>(H17.7中旬)</td> </tr> <tr> <td>県知事による総務大臣への届出</td> <td>(H17.7中旬)</td> </tr> <tr> <td>総務大臣の告示</td> <td>(H17.8中旬)</td> </tr> <tr> <td>合併の施行</td> <td>(H18.1.1)</td> </tr> </table>	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の 設置	(H16.11.26)	東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会・ 東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会での 合併協議	(H16.12~H17.3)	合併協定書の調印	(H17.3)	1市2町の議会(3月定例会)での 合併議案の議決	(H17.3)	県知事への合併申請	(H17.3.30)	県議会(6月定例会)での 合併議案の議決	(H17.7中旬)	県知事による合併の決定	(H17.7中旬)	県知事による総務大臣への届出	(H17.7中旬)	総務大臣の告示	(H17.8中旬)	合併の施行	(H18.1.1)
東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の 設置	(H16.11.26)																				
東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会・ 東近江市・能登川町・蒲生町合併協議会での 合併協議	(H16.12~H17.3)																				
合併協定書の調印	(H17.3)																				
1市2町の議会(3月定例会)での 合併議案の議決	(H17.3)																				
県知事への合併申請	(H17.3.30)																				
県議会(6月定例会)での 合併議案の議決	(H17.7中旬)																				
県知事による合併の決定	(H17.7中旬)																				
県知事による総務大臣への届出	(H17.7中旬)																				
総務大臣の告示	(H17.8中旬)																				
合併の施行	(H18.1.1)																				